

東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する  
条例

東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年条例第24号）の  
一部を次のように改正する。

別表第1中

「

委託により排出する家庭廃棄物又は事業系一般廃棄物	委託を受けた者が、市長の指定する処理施設において処分するため、運搬して排出する場合	1キログラムにつき 25円
--------------------------	---	------------------

」

を

「

委託により排出する家庭廃棄物	委託を受けた者が、市長の指定する処理施設において処分するため、運搬して排出する場合	1キログラムにつき 25円
委託により排出する事業系一般廃棄物		1キログラムにつき 40円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。